

2018 年度 前期

個 別 学 力 檢 査

国 語

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 問題冊子は 22 ページあります。解答冊子には解答用紙 5 枚が綴じられています。
3. 試験時間は 90 分間です。
4. すべての解答用紙の所定の欄に受験番号を記入してください(氏名は記入しないでください)。
5. 問題冊子と解答冊子に印刷不鮮明や落丁などがある場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
6. 試験中に気分が悪くなったときは、手を挙げて監督者の指示に従ってください。
7. 問題冊子は試験終了後に持ち帰ってください。ただし、無断で複写、複製、転載などを行うことはできません。

個別学力検査

国

語

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

国語の解説はすべて解答用紙に書いて下さい。

第一節

本書の関心は、私たちが互いの間に「平等な関係」をいかにして築いていくことができるか、にある。このように問い合わせ立てる、なぜ平等な関係を築いていかなければならぬのかという反問が返ってくるかもしれない。そもそも、人間は平等ではありえず、持つて生まれた能力だけではなく、それを活かしていこうとする意欲にも違いがある。そつしめた意欲の違いは努力の違いとなつて表れるだろうし、その努力は当然異なつた成果を結ぶはずである。異なつた努力や成果は異なつた仕方で報われるべきである。人々の間に「不平等な関係」が生じるのは「不当なことではないはずだ」と。

私たちの直観にも訴えるこのような反問にどう応答できるだろうか。

まず言えるのは、「平等」は「同じである」と意味しない、といふことである。人々にさまざま点で違いがあることは事実であり、能力や才能の点で互いに等しくはないところの事実は不当でも正当でもない。問題は、そうした違いが社会の制度や慣行のもとで互との関係における有利・不利(advantage - disadvantage)の違へと変換されていく、という点にある。

あ

制度のもとで生じるあらゆる有利・不利がただちに不当なわけではない。しかし、それらのなかには「値しない不利」(undeserved disadvantage)が含まれてゐる。「値しない」と云ふのは、その人に「ふさわしくない」、もつと言えば「不当である」という意味合ひを含んでゐる。たゞ、十分な才能に恵まれてゐるにもかかわらず、生まれ育つた家庭が貧しいために、その才能を伸ばす教育の機会が得られないとしたら、その不利——それは学業上の不利に「まづシヨウガイにわたつてもおまづま不利を招いていくだらう——は、はたしてその人に「値する」と言えるだろうか。

本書が、「不平等」という言葉によつて指すのは、そのような「値しない」有利・不利が社会の制度や慣行のもとで生じ、再生産されつづけている事態である。有利・不利の違いは人々の関係のあり方を決める。不利な立場にある人は、より有利な立場にあ

る人の□いことを強いられやすく、また、劣つた者として扱われつづければクツジヨクの感情を抱かずにはいられないだろう。不平等が過度のものとなり、固定化すれば、なんとか不利を挽回しようとする意欲すらもてなくなってしまう。そうした関係は不当であると考えるのであれば、それを惹き起^ひしていける制度や慣行は問い合わせ直される必要がある。

とはいへ、この本では、あらゆる制度や慣行を問い合わせ直すことはできない。本書が取り上げるのは、主として、強制力をともなつた制度であり、こうした制度の影響を深く被る人々の関係である。制度を共有し、しかもそれを変えることができる立場にある人々を政治学の用法にしたがつて「市民」(citizen)と呼びたい。市民としての対等な関係(equal citizenship)を互いの間にどのように築いていくことができるか、市民の政治的平等はいかにして可能か。これを問う、「」^(B)これが本書の課題である。

繰り返せば、私たちは、あらゆる点で等しくあることはできない。制度を再編し、正当化できない不平等をかりに克服したとしても、事情は変わらない。克服されるべきは、人々の間にあらわれるま違のそのものではなく、あくまでも「値しない」有利・不利を生じさせる制度とその作用である。

人々は、他のあらゆる点での違いにもかかわらず、市民としては平等な者として尊重され、制度上もそのように扱われるべきである。かりに政治的な立場に大きな格差が生じるなら、有利な立場を占める者によつて、不平等を是正すべき制度それ自体が牛耳られてしまうことになるからである。

言うまでもなく、政治的な立場は、社会的・経済的な有利・不利の影響を被らざるをえない。市民が政治的に平等でありうるためには、社会的・経済的な不平等をどうコントロールするかも課題となる。格差が拡大するなかで、平等な者からなる社会をいかに回復していくことができるだろうか。

第二節

政治社会における主要な制度の役割は、それを構成する人々の間に對等な関係を築き、それを維持する」とにある(国家から区別される「市民社会」との違いに着目して、国家を含む社会を「政治社会」と表現する)。現代の社会は、価値観や生き方を

う

するやまやまな人々から成つておる、そのほとんどは見知らぬ他者のままである。市民が共有する制度は、どのような人も他者から意のままに^(ア)（恣意的に）扱われるゝことのない立場を保障するためにある。

「主要な制度」とは、市民の権利・義務を規定し、社会的協働から生まれる利益や負担を市民に分配する制度——たとえば税制や社会保障制度——を指す（社会的協働 social cooperation はロールズの用語である。本書では、労働だけではなく政治的、社会的活動などを通じて人々が互いに結びつき、それによって生みだされる利益やそれを維持するための負担を共有する関係を指すものとして用いる）。それらの多くは、強制力をもつて執行される制度の形態をとつており、市民は、そうした制度を通じて他の市民の生活（生き方）を規定しあう立場にある。

多元化した社会にあつて、ある特定の人々の利害関心や価値観に沿つて公的な制度が用いられるなら、ある市民は他の市民にとっての利益や価値を実現するための手段として扱われるゝことになろう（多くの市民の安全をはかるために特定市民の表現の自由や移動の自由が長期間にわたり制約されるケースを想定してほし）。こうした手段化を避けるためには、制度は、すべての市民を平等に尊重しなければならない。市民相互の関係においての「平等な尊重」（equal respect）を保障するゝことが制度が^(イ)であるための条件である。

第三節

いま述べたように、制度の役割は、市民の間に対等な関係を構築し、それを維持するゝにある。この関係が損なわれるとき、劣位にある人々は優位にある人々による^(イ)抑圧^(イ)を被りやすい立場にたたされるとにな。政治的関係における支配、経済的関係における収奪や^(イ)搾取、社会的関係における排除や周辺化、文化的関係における偏見や差別などがそうした抑圧の諸形態である（Young 2000）。

本書が主として取り上げる、政治的関係における支配（domination）は、人々が、自らが制御するゝのできない他者の意思によって制御される立場にたたされるときに生じる。そのような場合、人々は、他者による実際の^(イ)カンショウ^(イ)を被らないときで

も、他者の意に背かないよう、むしろ他者の意を汲んで行動することを余儀なくされるようになる（アメリカの政治学者P・

ペティットは自由を「支配がない」と（non-domination）として定義する[Pettit 1997]）。

たとえば、ある非正規労働者のケースについて考えてみよう。彼女は、職場にとどまろうと望む——その職場を離れると生計の見通しが立つ新たな職場が見つかる保証がない——とき、かりに雇用主の意向が変わる——わずかな賃金の上昇と引き替えにハードな管理業務に就かせられる——としても、その意向に逆らうことは難しい。彼女は、雇用主の意思を制御しうる立場にはなく、逆にそれによつて制御されやすい脆弱な立場にある。^{ゼンジヤク}

このように、制度の重要な役割は、市民が他の市民の意思に依存する関係に陥らないようにするために、不利な立場にある人々が他者の恣意⁽¹⁾にコウ⁽²⁾しうる条件を保障することにある。いま挙げた例について言えば、最低賃金の保障、労働時間の規制、解雇規制あるいはハラスメントの防止などがそれに当たる。この場合、彼女が雇用主の意に背いて仕事を辞めるときに生活保障が確実ではないことが彼女の立場を脆弱なものにしている——労働市場が売り手市場になれば彼女の労働条件は改善されるだろうが、こうした条件はつねに得られるわけではない——とすれば、制度は、雇用を離れても生活が成り立つ条件を保障する必要がある。

日本の社会には、制度が市民間の対等な関係を保障するのではなく、逆に、それを損なうような仕方で作用する事態すら見出される。ある地域に暮らす人々は、国策プロジェクトが推し進められるなかで、さまざまなりスク、誰もが避けたいと願う「負の財」(negative goods)を押し付けられてきた。たとえば、軍事基地や原子力発電所、産業廃棄物処分場などはこうした「負の財」の典型である。

もちろん、負の財をまったく生みださないような社会的協働は存在しないし、それをどう分配すべきかはつねに避けられない政策課題になる。しかし、ある特定の市民に対しても、しかも半ば⁽³⁾コウジョウ的に負の財を分配しつづけることは、それを負荷される人々を平等な市民として扱つていることにはならないだろう。

第四節

市民間の平等な関係とはどのような関係だろうか。以下、この社会における不平等を問い合わせるために、J・ロールズの議論をサンショウして、それがどのような関係を指すのかを明らかにしていきたい。

ロールズは、人々が関係において占める立場(ポジション)として、次の二つを挙げている。一つは、「平等な市民としての立場」であり、もう一つは、「所得および富の分配において各人が占める場所によって規定される立場」である(Rawls 1999, §16)。

「平等な市民としての立場」(equal citizenship)は、各市民が基本的諸自由(政治的自由、言論・結社の自由、良心・思想の自由など)を平等に享受でき、しかも、各市民が公正にひらかれた機会にアクセスできる立場にあることを指す。公正な機会の平等とは、どのような階層(所得階級)に属するか——どのような家庭に生まれ、育ったか——に関わりなく、同じレベルの才能と意欲をもつのであれば、誰もが同じ機会を享受しつゝこと意味する。たとえば、他の学生と同じ学力や意欲をもつた学生が学資の見通しが立たないがゆえに進学の断念を強いられないことを、公正な機会の平等は求める。

本書が注目するのは、「平等な市民としての立場」は、「所得および富の分配において各人が占める場所によって規定される立場」の影響を避けがたく被らざるをえない、といふことである。というのも、所得や富の分配において著しい格差があれば、その格差は、平等に享受されしかるべき政治的自由を不平等なものとし、社会が一部の人々によって牛耳られるような事態を招いてしまうからである。すべての市民が「平等な市民としての立場」を享受しつゝにするためには、所得や富の不平等を一定の限度内に抑えることが必要になる。

市民間の平等な関係は、「平等な市民としての立場」のみならず、「所得および富の分配において各人が占める場所によって規定される立場」についても、一方が他方を恣意的に制御できるような優位一劣位の関係が市民の間に生じていかないときに成り立つ。

第五節

市民の間に優位－劣位の関係が生じないことは、それぞれの市民が「自尊」(self-respect)の感情をもつための条件でもある。ロールズは、「自尊の社会的基盤」を制度によって分配される「基本財」——それは人々が「自由かつ平等な市民」という資格においてもつ欲求の対象として定義される——のなかでも最も重要な財として位置づけてゆく(Rawls 1999, § 29)。そして、「自尊の社会的基盤」は、自由、機会および所得・富といった他の基本財が公正に分配されるときに得られる。他の市民が享受しうる自由を享受できない、平等にひらかれてしかるべき機会にアクセスしえない、あるいは所得や富の格差がジンハイなものとなる場合には、自尊の条件は損なわれる。⁽ⁱⁱ⁾

自尊は対等な市民として他者から尊重されるときにはじめて得られるものであり、他の市民との関係において劣位の者として扱われることが続くなら、市民間の関係から相互の尊重が失われる。ロールズによれば、自尊をいたく人々には互いを尊重しようとする傾向があり、逆に自尊が損なわれる場合には、嫉妬などの負の感情が対等な関係を損なつてゆく(Rawls 1999, § 29)。ロールズが指摘するように、社会の最下層に放置される人々は、政治社会の制度への信頼を失い、それに背を向けるようになる。

第六節

」のように市民の自尊の条件を損なうような制度は、安定したものではない。自らが制度によって劣位の者として扱われているという認識は、制度への信頼、そして他の市民への信頼を彼らから奪うからである。この点から見れば、あらゆる市民が自尊の条件を享受しえているかどうかが、互いの間に平等な関係が成り立っているのか否かを判断するための尺度となる。

ロールズは、「アンダーケラス」と呼ばれる社会層においてこのような自尊の条件が決定的に損なわれてることを重視している。たとえば、生活保護の受給者がしばしばそうであるように、制度的に保護・救済の対象として扱われる人が、そのことで「落伍者」とみなされ、「二級市民」として扱われるなり、自己を尊重する」とは難しく、社会に背を向けるようになるだろう。同様に、いつでも使い棄てることのできる安価な労働力としてのみ扱われるならば、自尊の条件は損なわれるだろう。

政治社会の制度が、ある人々を劣位の者として扱うことを避けねばならぬし、すべての市民に自尊をもつて可能にするため平等な立場を保障すべき理由は、いま述べた点にある。

第七節

念のために言えば、市民の間に対等な関係を築き、それを維持するには、市民をあらゆる点で平等化するのを厭わなければならない。制度が是正しようとするのは、あくまでも許容しえない不平等、正当化するのできない不平等である。それは、正当化しえない不平等とはどのようなものだか。おも考えられるのは、各人にはいかんともなしがたい諸事情、つまり、各人の責任を問うることのやらない諸事情によつて、不利な立場にたたかれることはある。

現代の政治理論には、「運の平等主義」(luck egalitarianism)と呼ばれる議論があるが(R. デウオーキン、G. A. ハーマン、J. ローマー、R. アースソン)がその代表的な論者である[Dworkin 2000, Cohen 2008, Roemer 1998]、この議論が是正しようとするのは、本人に帰責するのにできない諸事情によつて惹き起される不平等である。「運の平等主義」は、各人が選択しえない事柄については責任を問うことができるが、他方、その人が選択できる事柄については責任を問うことができないと考える。たとえば、生来の障害は本人にはいかんともしがたい事柄であり、そこから生じる不利に対しても本人にはコントロールできない事柄であり、そいかん生じる不利に対して彼は責任を問われるべきではない。

「運の平等主義」によれば、そうした不利を お 本人の選択の帰結であるかのように扱うことは不当であり、そのような「値しない不利」に対しても、社会から補償がなされ得るべきである。他方で、「運の平等主義」は、人々が自分で選択した事柄に対する責任を問うことがないとも考える。たとえば、自分で選択した職業が他の職業に比べて収入が低いとしても、人々はその選択の帰結を受け入れなければならぬし、同一の職業のなかで、コウケンの程度に応じて所得に格差が生まれるとしてそれが何ら不正な事柄ではない。

要約すれば、「運の平等主義」は不平等を次のようにとらえる。不平等は、それが各人が制御できない事柄の違いを映しだしている場合には正当化できず、それが各人による選択がもたらす影響の違いを映しだしている場合には正当化できる、と。

第八節

「運の平等主義」の考え方、つまり、財の分配は、人々が行う選択には敏感に応じるべきであり、人々が被る不運には応じるべきではないという考え方は、至極理にかなっていると考えられるかもしれない。自分が行つたことについては責任が問われるし、そうではないことで不利な立場を強いられるのはおかしいという考え方には、私たちの直観に訴えるところが多分にある。

たしかに、「運の平等主義」には、本人の責任を問いたい事柄に対する責任を問うことの不當であると考え、いかんともしがたい不運を被つている人々に対する補償(compensation)を正当化するというメリットがある。「運の平等主義」は、選択とそれに対する自己責任を重視する新自由主義的な論理をいわば逆手にとって、正当化しない不平等に対する社会の責任を問うのである。しかし、この考え方の難点として、次の点を指摘することができる(Anderson 1999)。

まず、本人による選択の帰結とみなされる事柄に対しては何ら補償の必要はないという考え方には、その人に対する冷酷な扱いを正当化することにもなる。この考え方によれば、近親者を介護するために学業やキャリアの継続を断念し、そのことによって社会との接点を失い、^(才)貧窮に陥つたとしても、それは本人の選択によるものであり、社会には彼女を支援する責任はないと考えられるだろう。また、自然災害が起こりやすい土地に住みつづけることも、本人の自己責任を問うる事柄とみなされるかもしない。

幸い、日本の現行制度は、このような選択と運の厳密な区別に対応するようにはアレンジされてはいない。本人の選択の帰結とみなされる事柄に対しても、社会は一定の支援を行つてはいる(たとえばスキーで転倒したために障碍をもつようになつたとしても、公的保険の適用から排除されることはない)。それが、市民の間に平等な関係を築き、維持するうえで十分なものであるかどうかは^おかくとしても、あらゆる選択の帰結に対して自己責任を厳しく問うという仕組みにはなつていらない。

第九節

「運の平等主義」の考え方には、市民の平等を擁護するという点から見て、ほかにも無視できない問題がある。というのも、この考え方では、運に恵まれた人々がそうではない人々に支援の手をさしのべるという優劣の関係を市民の間につくりだすからである。

不運に対して補償を受ける人々は、自らの抱えるハンディを、あるいは自分の能力が十分なものではないことを社会に示さなくてはならなくなる（生まれつきの容貌のために不利な立場を余儀なくされている人は、その補償を受けるために自らの容貌が「劣っている」と認めなくてはならない）。不運への補償それ自体がつくりだすこのような優劣の関係は、社会の制度はすべての市民に平等な地位を保障し、それにもとづく自尊を可能にすべきであるという考え方とは相容れない。

「運の平等主義」には、選択の帰結に対する冷酷な待遇を正当化し、不運に対する補償が市民の間に優劣の関係をつくりだし、補償を受ける市民に「低位の者である」というステイグマを与えるという難点がある。それに加えて、次の二つの問題を指摘することができる。一つは、純粹に本人の自己責任を問うことができるような選択はありうるのかという問題であり、もう一つは、補償という財の再分配だけで正当化しえない不平等に対処できるかという問題である。

第十節

そもそも、個人の自己責任を問うことができる純粹な選択というものがあるかどうかは疑わしい。「インセンティヴ・デイバイド」（意欲の格差）をめぐる議論が示すように、「やる気」は本人には帰責できない事情（家庭環境）によって左右されるだけではなく、生来の才能によっても規定される部分がある。個人の自己責任を問える範囲を特定するのはきわめて困難であり、努力に応じた財の分配に対してロールズが否定的な見解を示したのも、選択とそうでないものをはつきりと切り分ける術を私たちはもっていないからである（Rawls 1999, § 48）。

とはいって、個人がどのような選択をしようとも、その選択にはつねに当の個人が制御できない要因が作用しており、それゆえその責任を問うることはできない、とするのもあまりに原理的に過ぎるかもしない。^(E) だとすれば、社会の制度に求められるのは、ある個人の選択に対しても責任を問うことができるような選択状況をつくりだすことである。もし、ある個人が、不利な状況で何らかの選択を余儀なくされるのではなく、しかも選択を行うに際して十分な情報と^(ij) ジュクリヨの機会が得られるとすれば、その個人が自らの選択に対して責任を負うことは理にかなつてくると考えることもできる。問題は、そのような公正な選択状況を社会の制度がつくりだせるかどうかにある。

第十一節

正当化しえない不平等に補償をもつて十分に対処しうるかどうかも、再考すべき論点の一つである。アメリカの社会では黒人と白人の間に不平等が根強く存在する。黒人と犯罪性を結びつけるプロファイリングが行われてゐるのは周知のとおりだし、白人と同等の所得や富を得た黒人が、白人中心の居住地に住むのがたやすいかと言えばそうではない。

E・アンダーソンが指摘するように、黒人の「劣位性」を規定しているのは所得や資産等の経済的要因^(ij)よりもむしろ人種的要因である(Anderson 2010)。人種による^(ij)集団間の隔離(segregation)が存在するために、劣位の集団は、優位の集団がもつ機会にアクセスする^(ij)がかなわず、各種の資本形成(金融資本・人的資本・社会関係資本・文化資本)において不利な立場にたたされることになる。

いづした集合的なカテゴリーにもとづく格差は、人種だけではなく、ジェンダー、性的指向、エスニシティ、宗教などについても生じる。日本では、男性と女性の格差がなおもはなはだしい——「世界経済フォーラム」(2016年)のジェンダー・ギャップ指数ランキングでは日本は一四四カ国中一一一位⁽²⁾とさうに後退してゐる。女性には男性とくらべアクセスしうる機会が閉じられているが、カテゴリー間の不平等に対して、個々人への資源の再分配によってのみ対処することには限界がある(Young 2000; 木部 110-16)。

というのも、ほとんどの場合、人々の属する集団は自発的に選択されるものではなく、非自発的に与えられるものである。そうした集団は、人々の選択状況を左右し、劣位の集団に属する人々の選択の機会を制約する。個々人の力によってその制約を脱することがかりに可能だとしても、それはむしろ例外にとどまるだろう。集合的なカテゴリーにもとづく不平等は、有利・不利をもたらす要因をもっぱらそれぞれの個人に帰す「運の平等主義」⁽³⁾とは異なった対応を必要としている。なぜなら、市民の間に正当化しえない不平等をもたらしている大きな要因は、個人の属するカテゴリー的な諸集団に優位・劣位のジョレツ⁽⁴⁾を与えるような、現に社会で妥当している規範もあるからである。

(齋藤純一『不平等を考える——政治理論入門』をもとに作成)

問題 I 次の問いに答えなさい。(配点20点)

問一 傍線部(ア)～(オ)の漢字の読み方をひらがなで書きなさい。

- (ア) 恋意的 | (イ) 摘取 | (ウ) 陥らない | (エ) 著しい | (オ) 貧窮

問二 傍線部(イ)～(ヌ)のカタカナを漢字で書きなさい。

- (イ) ショウガイ | (ロ) クツジヨク | (ハ) カンショウ | (リ) コウシウ
 (ヘ) サンショウ | (ト) ジンダイ | (チ) コウケン | (ニ) ジュクリョ
 (ヌ) ジョレツ |

問三 傍線部(イ)～(ヌ)の対義語を、「奨、無、害、励、容、践、実、侵、視、易」の漢字をそれぞれ一度だけ使って書きなさい。

- (イ) い。 | (II) 尊重 | (III) 理論 | (IV) 擾護 | (V) 困難 |

問題II 次の問い合わせに答えなさい。なお、論述形式の問い合わせでは、句読点やかぎ括弧などの符号も一文字として扱うこと。（配点55点）

問一 空欄 あ お

欄の記号を○印で囲みなさい。

- | | | | | | | | | | |
|---------|-------|--------|-------|--------|----------|-------|----------|-------|-------|
| (1) 決して | (1) お | (1) 制統 | (1) え | (1) 当に | (1) 情に従う | (1) う | (1) よくよく | (1) い | (1) あ |
| (2) | (2) | (2) | (2) | (2) | (2) | (2) | (2) | (2) | (2) |
| あたかも | 清透 | 異に | 知に働く | さだめし | さだめし | さだめし | きつと | きつと | きつと |
| (3) | (3) | (3) | (3) | (3) | (3) | (3) | (3) | (3) | (3) |
| もし | 正統 | 共に | 相伴う | さだめし | さだめし | さだめし | もちろん | もちろん | もちろん |
| (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) |
| 必ずしも | 精到 | 雑に | 意に沿う | きつと | きつと | きつと | もちろん | もちろん | もちろん |
| (5) | (5) | (5) | (5) | (5) | (5) | (5) | (5) | (5) | (5) |
| どんなに | 青灯 | 対に | 心に残る | もちろん | もちろん | もちろん | もちろん | もちろん | もちろん |

問一

波線部(A)『平等』は『同じである』ことを意味しない」とある。それはどういふとか。その説明として最も適当なものを、次の(1)～(5)から一つ選び、解答欄の記号を○印で囲みなさい。

- (1) 平等とはあくまで機会へのアクセスの問題であり、そのため能力や才能は同じであると仮定することで社会や制度が存在しているという意味。
- (2) 平等とはあくまで尊厳を保証できるかどうかだけの問題であり、そもそも人は能力や才能の点で等しくないことを前提に、社会や制度が存在しているという意味。
- (3) 平等とはあくまで差異を考えにいれない前提が同じということであり、そもそも能力や才能の違いは社会や制度とは無関係であるという意味。
- (4) 平等とはあくまで関係性の問題であり、そのため能力や才能の違いが社会や制度と関連しているという事態とは切り離されたものだという意味。
- (5) 平等とはあくまで仮想の問題であり、人は生まれながらにして能力や才能が違っていることを前提に、社会や制度が成り立つのは不当ではないという意味。

問三

波線部(B)「正当化できない不平等をかりに克服しえたとしても、事情は変わらない」とある。それはどういうことか。その説明として最も適當なものを、次の(1)～(5)から一つ選び、解答欄の記号を○印で囲みなさい。

- (1) 人々の間に有利・不利があることは必ずしも不当なことではなく、制度的再編によって「値しない」不平等を解消したとしても、人々の間の違いが消えるわけではないということ。
- (2) 全ての人が等しくあることは望めないのであり、不平等な関係を克服することができるのは、制度を共有し、それを変えることのできる立場にある「市民」だけだということ。
- (3) 「値しない」有利・不利は克服されるべきだが、制度の再編という手段では「市民」の間にある正当化できない不平等をなくすことは難しいということ。
- (4) たとえ正当化できない不平等を制度の再編によって解消することができたとしても、あらゆる「値しない」有利・不利を人々の間からなくすることはできないということ。
- (5) 制度の影響を深く被る市民がいる一方で、影響をあまり受けない人々もいるため、制度を改善したとしても、すべての人々が抱える事情を等しく扱むことはできないということ。

問四

波線部C「強制力をもつて執行される制度の形態」とあるが、制度はどうあるべきか。最も適当なものを、次の(1)～(5)から一つ選び、解答欄の記号を○印で囲みなさい。

- (1) 制度は、市民の安全が損なわれる事態を想定し、特定市民の権利を一部制約することで、大多数の「平等な尊重」を保障するべきである。
- (2) 制度は、すべての市民を平等に尊重しなければならないのであり、永続的に負の財を分配し続けなければならぬ時は、その負荷が多く市民に拡大しないようにすべきである。
- (3) 制度は、市民の間に対等な関係を構築するために、劣位にある人々に対する他者の制御を抑える仕組みを持つべきである。
- (4) 制度は、「平等な尊重」を保障するために、不利な立場にある人々が他者の意を汲んで行動する自由を確保しておるべきである。
- (5) 制度は、他の市民の生活を規定するような強制力を持つべきではなく、お互いを平等に尊重するという理念を基礎とすべきである。

問五 第三節に見出しをつけるとすれば、どのような見出しが最も適当か。次の(1)～(5)から一つ選び、解答欄の記号を○印で囲みなさい。

- (1) カテゴリーにもとづく不平等
- (2) 「運の平等主義」の難点
- (3) 負の財を生み出さない社会的協働は存在しない
- (4) 平等な尊重の毀損
- (5) 「市民社会」における支配

問六 波線部(D)「財の分配は、人々が行う選択には敏感に応じるべき」とある。それはどういったことか。その説明として最も適当なものを、次の(1)～(5)から一つ選び、解答欄の記号を○印で囲みなさい。

- (1) 自分が行ったことについては自身の責任が問われるため、鋭敏に財を分配し補償すべきであるということ。
- (2) 自ら選んだことであれば、その責任は自分にあるのであり、その選択によつて生じる財の分配の格差は正当だと是認すべきであるということ。
- (3) 不運によつて生じた不利益を根拠にして各人の責任を問うことはできないため、補償という財の分配に応じるべきではないということ。
- (4) 自身の選択の帰結であれば本人の責任を問うことは正当であり、不利益が発生した場合は本人が周囲に対して財を分配して弁済すべきであるということ。
- (5) 自分の選択に対しても自分自身の責を問うのはもちろん、できる限り社会も責任を負うべきであるということ。

問七

波線部E「あまりに原理的に過ぎるかもしない」とある。それはどういうことか。その説明として最も適当なものを、次の(1)～(5)から一つ選び、解答欄の記号を○印で囲みなさい。

- (1) 選択した個人の自己責任を問うことで、不平等への適正な対処が可能であるのかという基本的な疑念があり、個人の責任を追求することに過度に拘っているかもしないということ。
- (2) 財の分配に関するロールズの否定的な見解からも、自己責任の原則に過剰な期待を寄せずに、本来は個人の責任を純粹に問うことができると考えるべきであるかもしないということ。
- (3) 「運の平等主義」は、個人が選択した結果を厳密に当てはめて正当化するため、これを制度の難点と考え、厳格な処遇を回避することに大きな期待を寄せる能够であるかもしないということ。
- (4) 個人の純粹な選択はあり得ず、意欲の格差のように、自己責任を問える範囲を確定し、帰責するべきことを明確にする制度を整えることへ大きく踏み出しているかもしないということ。
- (5) 個人の選択の結果には、その意図や行為に帰責されない要因が含まれるため、自己責任を問うことができないという考え方には、極端に傾いているかもしないということ。

問八 二重傍線部①「このよだな優劣の関係は、社会の制度はすべての市民に平等な地位を保障し、それにもとづく自尊を可能にすべきであるという考え方とは相容れない」とある。それはなぜか。本文中の言葉を用いて、一二〇字以内で説明しなさい。その際、「感情」と「財」という語を必ず用いなさい。

問九 二重傍線部②「カテゴリー間の不平等に対して、個々人への資源の再分配によってのみ対処することには限界がある」とある。それはどういうことか。本文中の言葉を用いて、一二〇字以内で説明しなさい。

問題III

二重傍線部③「運の平等主義」とは何か。また、その問題点は何か。本文の内容を踏まえ、三〇〇字以内で説明しなさい。なお、句読点やかぎ括弧などの符号も一文字として扱うこと。(配点25点)